

事業計画書

1 管理運営に当たっての基本方針

(1) 事業団の基本方針

当事業団は、昭和47年に県立社会福祉施設の運営母体として設立されて以来、福祉ニーズが高度化・多様化してくる中、より質の高いサービスの提供に努めるとともに、社会情勢や経済の変動に柔軟に対応しながら自立経営の確立に向けた取組の積極的な推進を図ってきた。

こうした中、令和6年4月、今後5年間の行動指針として「第四次中期経営計画（2024年度～2028年度）」を策定したところであり、引き続き「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」の基本理念の下、

- ① 利用者の立場に立った「選ばれる施設づくり」
- ② 地域から信頼される「地域とともに歩む施設づくり」
- ③ 自立的経営を目指す「経営の基盤づくり」

の基本目標を挙げて、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供と、これを担う人材の育成、更には、効率的で安定した施設運営に組織をあげて取り組むこととしている。

(2) 山口県みほり学園の運営方針

昭和47年7月に受託経営を開始して以来、機能不全の家庭環境や学校での対人関係のもつれ等から不登校等に陥った児童の適時適切な受入れに努め、心理治療・生活指導・学校教育の連携・協働による「総合環境療法」を安定的に提供し、子どもたちの心の治療・回復を図ってきた。

今後においても、引き続き子どもたちが本来持っている「健全に育つ力」を支援することで心の健康を回復し、成長のステップを進むことができるよう、次のような方針のもとに当園の運営に当たるものとする。

ア 社会的養護の一角を担う施設としての機能の充実

(ア) 被虐待児への対応

虐待を受けた児童の入所が増加している中、入所児童が安心・安全な環境の下で年齢相応の経験を重ね、信頼感や自尊心を取り戻していけるよう、生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

(イ) 家族支援と連携

「家族再統合プログラム」に沿った個別支援を行うとともに、保護者面談等の機会を通して家族との連携・協働の強化を図る。

(ウ) 心理治療・グループワークにおける技法の充実

身体面の改善を図る「認知作業トレーニング」と、学習能力の向上を図る「認知機能強化トレーニング」等の各種技法に加え、中学生を対象にしたSST「マナー講座」の充実を図る。

イ 山口総合支援学校みほり分校と連携した取組の充実

総合環境療法（心理治療・生活指導・学校教育の協働による治療）の効果的な実施を図る上から、山口総合支援学校みほり分校との連携の下に、リービングケアや、

「対人暴力に関する聴き取り調査」等、継続して取り組む。

ウ 地域交流・地域活動の展開

入所児童が、地域における自主的な活動を通して自己有用感（人の役に立つ、必要とされる）を高めていけるよう、ボランティア活動等を実施する。

2 児童福祉に対する考え方

（１）児童福祉施設としての役割・機能

虐待や分離体験によって傷ついた心身を癒し回復させることで、できるだけ短期間に家族再統合を図ること、また、安心・安全な環境の中で、自立した生活習慣を確立・継続できるようきめ細やかな支援に努める。

（２）専門施設としての役割・機能

心理部門では、面接や遊戯療法を主体にした個別治療と、少人数構成で実施するSST（ソーシャルスキルトレーニング）による社会性獲得訓練を中心とした支援の充実を図る。

また、生活部門では、集団行動訓練や感覚統合訓練（認知・作業トレーニング）、球技やランニング等、個別の身体機能の獲得強化を実施するなど、集団で協力する体験を通じた対人コミュニケーションの改善を図る。

3 利用者の権利擁護・苦情解決

（１）利用者の権利擁護

ケース会議において、個々の特性や課題に沿った自立支援計画を作成する。

なお、計画の作成に当たっては、児童本人の意向等の聴取・評価を丁寧に行うなどして、児童の権利擁護に十分な配慮を行うこととする。

（２）苦情解決

サービスに係る苦情解決については、「事業団福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」、「みほり学園苦情解決の窓口設置要領」に基づき、迅速に対応する。

4 個人情報保護・情報公開の適正な取扱いに向けた体制・方策

（１）個人情報保護の適正な取扱い

ア 体制の整備

個人情報の取扱いについては、「事業団個人情報保護規程」、「みほり学園個人情報取扱要領」に基づき、厳正に取り扱うこととする。

イ ケース記録等の保管等

ケース記録等については、鍵付きロッカーに保管する。なお、廃棄する場合は、シュレッダーによる裁断により復元できないよう処理する。

ウ 関係者への資料提供

ケース会議の資料等については、名前が特定されないように伏字処理するとともに、実習生等に資料として提供する場合は、予め、誓約書を徴するとともに、提供資料の回収・返却の徹底を図る。

また、原籍校、医療機関、他施設等への情報提供は、事前に保護者の同意を得

た上で行うこととする。

(2) 情報公開の適正な取扱い

情報公開の取扱いについては、「事業団情報公開規程」に基づき、適正に取り扱うこととする。

5 利用者の処遇向上に向けた先導的な取組

(1) 入所児童に対する集団治療

ア 心理治療における集団治療

毎週火曜日に「SST」を実践するとともに、年齢相応の身だしなみや生活する上でのマナー・ルール等を学ぶ「マナー教室」を実施するなど、児童個々の課題に応じた内容で取り組む。

イ 生活指導における集団治療

放課後の時間を利用して、全員参加によるグループワークを実施するとともに、学習に必要な認知機能にアプローチし、学習の向上を図る「認知機能強化トレーニング」を継続して取り組む。

(2) 山口総合支援学校みほり分校との連携

朝夕の引継ぎをはじめ、運営会議、ケース会議の共同開催、各種の施設内研修、不審者対応・災害時の避難・救急救命等の訓練、各種行事等を密接な連携のもとに行う。

6 地域への貢献

(1) 地域でのボランティア活動

仁保川周辺道路や河川敷等の清掃活動を継続実施する。

(2) 地域公益的取組

以下の地域公益的取組を継続して行う。

ア 退所児アフターケア

退所後も引き続き支援が必要な児童に対する継続支援。

イ 外来相談

地域の住民を対象とした、家庭や学校で不適応を起こした児童や家族に対する電話や面接での相談。

(3) 福祉人材の養成研修等の受入れ

福祉人材（社会福祉士、介護福祉士、保育士、心理士等）の実習施設として、実習生を積極的に受け入れるとともに、児童精神科医研修や教員OJT研修、教員養成研修、大学の個人実習等の受入れにも適宜応じる。

(4) 施設設備等の提供

体育館・グラウンドを地域住民に開放し、利用を進める。

また、教育機関や子ども関係団体からの要請に応じて、セラピストや生活指導担当職員を講師・助言者として派遣する。

7 質の高いサービス提供のための方策

(1) 治療目標の策定と治療効果の評価

治療目標の設定については、入所前カンファレンスでの児相担当者・原籍校担当教諭の意見や短期的・中長期的課題の提案等を踏まえて、担当セラピスト・担当生活指導部職員・分校担任が、担当者会議で検討を加え、各部における短期的目標と全体目標としての総合的な指針を立案し、最後にケース会議で決定する仕組みとする。

また、その後は、概ね半年毎に治療効果の評価と新たな目標の設定を行う。

ケース会議は、分校教員と施設職員に加えて、嘱託医や児相の担当福祉司・心理司も出席し、それぞれの見立てや評価を検討して、治療目標を決定する。

(2) 精神科医師の活用

配置医師以外に2名の精神科医師を雇い上げ、ケースカンファレンスや職員研修の充実を図る。

ケースカンファレンスについては、毎月1回、児童精神科医の指導・助言を受けて検討・協議を進め、また、精神科医師による職員研修も毎月1回開催する。

(3) サービスの自己評価と第三者評価

サービスの自己評価については、全職員で取り組み、評価が低かった項目については、検討委員会で協議しながら逐次改善に取り組む。

また、専門機関による第三者評価を事業開始の平成18年から定期的（3年に1回）に受審しており、引き続き受審する。

(4) 入所児童と保護者の満足度向上

入所児童の日々の生活に対する満足度の向上を図る観点から、児童による「部屋会議」や部屋の室長と職員で構成する「室長会議」の開催、さらには意見箱の設置等を通じて、当園の行事や施設設備等に対する率直な意見や要望等を聴取し、その意見等を踏まえて必要な改善を図る。

保護者については、月2回の保護者会で意見や要望を拝聴するとともに、満足度調査を毎年度実施して、満足度の向上につなげる。

8 管理運営水準の低下を招かない経費削減方策

経費削減の方策としては

- ① 各種会議等の資料は、可能な限りペーパーレス化を図り、消耗品の抑制を促す。
- ② 毎月の試算表を通して予算執行状況を把握しながら、適正な支出管理を行う。
- ③ 「こまめな消灯」、「空調の適正使用」等に重点的に取り組み、水道光熱費、燃料費の削減を図る。

9 利用者の安定的処遇（職員の配置計画を含む）

(1) 利用者の安定的処遇

心理・生活・教育の三部門が密接に連携して治療環境の健全性を保つ「総合環境療法」を徹底して取り組むとともに、支援技法の向上を図り、児童相談所や育成学校などとの適正な役割分担の下、入所児童に対する安定した処遇の確保に努める。

(2) 職員の配置計画

人事異動に際しては、被虐待児童や発達障害のある児童の特性等を考慮して、一度に大幅な異動は避けるなどして、安定した生活環境の維持を図る。

10 組織の安定性

(1) 法人経営の基盤づくり

第四次中期経営計画（2024年～2028年度）に基づき、財務基盤の強化や人材の確保・育成など、安定した経営基盤の確立に取り組む。

(2) 当園の職員配置計画

〔職員配置〕

職 名	定員	R 8年度				備 考
		職員数	内 訳			
			正	嘱託	非常勤	
施設長	1	1	1			
児童指導員・保育士	1 2	1 3	1 1	2		
家庭支援専門相談員	1	1	1			
個別対応職員	1	1	1			
セラピスト	5	5	4	1		
医師	1	3			3	
看護師	2	2	1		1	
栄養士	1	1	1			
事務員	2	2	2			
日額雇用職員		1 3			1 3	
計	2 6	4 2	2 2	3	1 7	

〔勤務形態〕

勤務時間は1週につき38時間45分として、直接処遇職員は4週単位の変形労働時間制を採用している。

職名	勤務	勤務時間
施設長、指導課長、総務課長、主事、家庭支援専門相談員、看護師、セラピスト、栄養士	日勤	8:30～17:15
直接処遇職員 (児童指導員・保育士)	日勤	9:30～18:15
	遅出	13:15～22:00
	夜勤	15:30～10:00

11 指定後の管理運営体制及び適正な業務の実施能力

(1) 組織体制

「山口県みほり学園管理規程」に基づいて施設の適正な管理運営に当たる。

(2) 人事管理

「事業団職員就業規程」等に基づき、職務規律の厳正な保持を図るとともに、人事評価制度、自己申告書等により、能力・適性等を踏まえた職員配置を行う。

また、本部研修や職場研修を通じて職員の資質向上に努めるとともに、ストレスチェック制度も活用しながらメンタルヘルス対策の充実を図る。

12 緊急事態への対応

当法人の「防災警戒・災害対策体制に関する要領」に加え、当園の「事業継続計画」（震災時・新型インフルエンザ等発生時）、「防災マニュアル」や各「感染症予防マニュアル」に基づき、危機管理の徹底を図る。

（１）災害対策

毎月の避難訓練はもとより、火災・台風・水害・地震等各種災害に関する知識の向上やマニュアル等の周知徹底、非常用発電機取扱の実地訓練等を通して、災害発生時に即応できる体制づくりを進める。

また、非常時の職員・法人内連絡網や県・関係機関等との連絡体制を不断に見直し、その実効性を確保する。

（２）食中毒・感染症対策

調理現場における食品の安全確保や衛生管理を徹底するとともに、季節や地域の状況に応じた健康管理について日々注意を喚起する。

今後とも各種感染症予防・対策マニュアルの徹底を図り、感染症対策に万全を期することとする。

（３）不審者対策

当園では、正門に監視モニター、児童の下駄箱と渡り廊下、裏門の３か所にカメラを設置し、警察直通電話とともに設備面における安全対策を行っている。

毎年夏休み前には、分校と共同して、山口警察署の指導のもとに、不法侵入者対応の実践的な訓練を行っており、今後も引き続き実施していく。

13 添付書類

（１）収支計画書（別紙１）

（２）申請者に関する書類

ア 法人の概要（別紙２）

イ 定款

ウ 登記事項証明書

エ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における（以下「直前２事業年度」という。）の事業報告書

オ 直前２事業年度の収支決算書類

カ 納税証明書